

議案第 9 号

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を
求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 5 月 31 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 136 号）の公布に伴い、君津
市国民健康保険税条例（昭和 46 年君津市条例第 72 号）の一部を改正する必要が生じ、
特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、同条
例の一部を改正する条例を令和 6 年 3 月 30 日専決処分したので報告し、承認を求めよう
とするものである。



専 決 処 分 書

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

君津市長 石 井 宏 子

記

専決第5号

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

君津市条例第15号

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

君津市国民健康保険税条例（昭和46年君津市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第22条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の君津市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。